

各指定給水装置工事事業者 様

北九州市上下水道局 水道部長

北九州市上下水道局条例規程集(給水関係)及び給水装置工事の手引書の改訂のお知らせ

令和7年11月1日付で、北九州市上下水道局条例規定集及び給水装置工事手引きの改訂を行いますので、お知らせします。詳細については、局ホームページの条例規程集、給水装置工事手引き及び各一覧表をご確認ください。

記

1. 主な改訂内容

(1) 条例規定集 2 章 直結式給水施行要綱

ア. 指定給水装置の構造及び材質等 3-3 給水管の分岐(一覧表 No.4)

- ・割丁字は原則 V 型
- ・配水管が耐震管の場合、取り出し管(75ミリメートル以上)は耐震管を使用する。
また、丁字フランジ部には耐震補強金具を設置する。
- ・ソフトシール仕切弁は受挿し、両受けを原則とする。
フランジを使用する場合は一次側に漏水防止対策をおこなう。

イ. 3階建て以上の直結式給水 6-5 3階建て以上の建物の給水管等の口径決定 (一覧表 No.9,10)

- ・取出し管及びメーター口径は、水理計算により決定する。
- ・3階建て以上の建物は、メーター口径20ミリ以上を基本する。
但し、各戸の水栓の数が4個以下に限ってはメーター口径13ミリの使用を認める。

(2) 条例規定集 4 章 指定給水装置工事事業者

- ・北九州市上下水道局指定給水装置工事事業者(臨時)の指定に係る要綱の制定(一覧表 No.26)

(3) 給水装置工事の手引書 5-5-4 工事記録写真(手引き一覧表 No.22)

- ・集合住宅においては、現地立会による検査を全戸実施した場合、工事記録写真はタイプごとに提出することが出来る。

(4) その他

- ・別紙、各一覧表のとおり

(5) 施行日 令和 7 年 11 月 1 日

2. 改訂に伴う猶予期間

- ・上記(1)ア. イ. については、給水装置工事申込書もしくは事前協議書を令和7年12月31日までに提出することで、改訂前の取り扱いをすることが出来る。

3. 北九州市上下水道局条例規定集及び給水装置工事手引きの掲載場所

- ・上下水道局ホームページ(令和 7 年 10 月30日公開予定)
ホームページアドレス https://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_0008.html